

# CHANGE

発行責任者 細田 正樹

発行編集者 教 宣 部

## 「第2回口頭弁論」！ 船出さん堂々、意見陳述を述べる！！

3月30日、大阪地裁411号法廷で、船出さんが原告として申し立てている「診断書強要」の第2回口頭弁論が行われました。

この中で船出さんは多くの組合員が傍聴参加の中、正々堂々と「意見陳述」を述べました。  
下記が発言内容です。

原告の船出和幸です。弁論開始に際しまして一言申し上げます。

私は、病気治療のため年休を取得した際に、診断書の提出を強要されました。「年休で休むのに、何故診断書が必要なのか」と上田助役、桶谷助役、安達助役に幾度となく聞きましたが、返ってくるのは「就業規則第56条2項の欠勤の手続きに記載されている」「社員が傷病により継続して5日を超えて欠勤する場合は診断書を添えて届け出なければならないと記載されている。」と繰り返すばかりで、納得のいく説明は全くありませんでした。

就業規則に記載されている「5日を超えて」とは、6日以上を指すことだと思います。私が実際に年休を取得したのは5日間なので、就業規則には当てはまらないのではないのでしょうか。更に、当時の勤務作成担当の上田助役は、診断書を出させるために意図的に5日間連続の年休を入れて勤務を作成したのではないかと思います。何故なら前後の2日間を年休処理をして中1日に特休か公休を入れて勤務を組めば5日間連続の年休とはならないからです。

そもそも、労基法にもうたわれているように労働者の権利である年休を取得するのに理由や証明は必要ないのです。当然私傷病で休む場合であっても理由や証明は必要ないのです。

会社が行った行為は、就業規則を恣意的に解釈し、労基法にもうたわれている労働者の権利をも踏みこむ行為であり、断じて許せません。そのことは、私個人の問題ではなくJR東海会社に働く社員全員の問題だからです。

労基法よりも会社の就業規則に重点を置く姿勢や、会社自ら制定した就業規則を恣意的に解釈をすることは、納得できません。

しかし、私が納得できないまま診断書を提出したのは、もし診断書の提出を拒んだら会社から処分をされるのではないかという思いが頭をよぎったからです。それは、14年～15年前に、家族証明書を紛失してしまった事に対して、その事後処理を巡って、「時系列等報告書」の提出を拒んだ事で訓告処分を受けたことがあるからです。

それでも、裁判に訴えたのは、おかしいこと、理不尽な扱いに泣き寝入りしたくなかったからです。本日、この法廷には、会社による診断書提出の強要に対しておかしいと感じている支援の方々、傍聴・支援に駆けつけてくれました。

私は、本件提訴に際して、弁護士に代理人をお願いせずに、本人訴訟として提訴しました。それは、私自身が原告として訴状を書き、準備書面を書き、証拠を集め提出し、弁論手続きを行い、自分自身の口で直接法廷において訴えたいと強く考えたからです。

裁判所におかれましては、これ以上、違法・不法なことが繰り返されないために、是非とも公平な判断をお願いします。  
以上です。

次回は5月31日14時から 808法廷です。最大の傍聴参加をお願いします。